

市 有 財 産 売 却
一 般 競 争 入 札 参 加 案 内

和歌山市 財政局 財政部 管財課

一般競争入札参加案内

- 1 売払い物件
- 2 現場説明の日時及び場所
- 3 契約条項を示す場所
- 4 申込みの受付
- 5 入札参加者の資格
- 6 申込みの方法
- 7 入札保証金の納付
- 8 入札、開札の日時及び場所等
- 9 入札の方法等
- 10 入札の無効事項等
- 11 入札の延期又は中止
- 12 開札
- 13 落札者の決定の方法
- 14 入札結果の通知
- 15 契約に関する事項
- 16 契約保証金
- 17 契約上の主な特約
- 18 契約の解除
- 19 売買代金の納付
- 20 所有権の移転
- 21 所有権の移転登記及び費用負担
- 22 その他
- 23 問合せ先

一般競争入札参加案内

市有財産（土地及び建物付土地）を次の要領で一般競争入札により売払います。

1 売払い物件

物件 番号	所在地番	地目	実測地積 (㎡)	最低入札予定価格 (円)
1	関戸四丁目377番30	宅地	136.34	5,870,000
2	関戸四丁目377番51	宅地	129.33	5,450,000
3	関戸四丁目377番58	宅地	138.21	5,720,000
4	今福二丁目7番8	宅地	126.23	7,430,000
5	今福二丁目7番25	宅地	147.49	10,240,000
6	今福二丁目7番30	宅地	170.22	11,400,000
7	和歌浦東三丁目642番3	宅地	319.08	25,000,000
	和歌浦東三丁目1	居宅	34.71	
	和歌浦東三丁目1	居宅	34.71	
8	中之島498番9	宅地	120.69	5,480,000
	中之島498番地5	居宅	27.80	
	中之島498番地5	居宅	27.80	
9	雄松町二丁目16番	宅地	9.60	10,600,000
	雄松町二丁目17番	宅地	108.57	
	雄松町二丁目18番	宅地	128.07	
	雄松町二丁目19番	宅地	121.95	
10	雄松町五丁目21番1	公園	655.81	36,600,000
11	三沢町四丁目17番2	宅地	345.96	31,600,000
	三沢町四丁目18番	宅地	1616.68	
12	湊8番2	ため池	1808.57	15,600,000
13	つつじが丘三丁目29番10	宅地	172.90	5,570,000

2 現場説明の日時及び場所

物件 番号	日 時	場 所
1	令和7年8月7日(木) 午後 1時10分	関戸四丁目377番30
2	令和7年8月7日(木) 午後 1時30分	関戸四丁目377番51
3	令和7年8月7日(木) 午後 1時50分	関戸四丁目377番58
4	令和7年8月7日(木) 午前11時00分	今福二丁目7番8
5	令和7年8月7日(木) 午前11時20分	今福二丁目7番25
6	令和7年8月7日(木) 午前11時40分	今福二丁目7番30
7	令和7年8月7日(木) 午後 2時15分	和歌浦東三丁目642番3
		和歌浦東三丁目1
		和歌浦東三丁目1
8	令和7年8月7日(木) 午前10時00分	中之島498番9
		中之島498番地5
		中之島498番地5

9	令和7年8月8日(金) 午前 9時30分	雄松町二丁目16番 雄松町二丁目17番 雄松町二丁目18番 雄松町二丁目19番
10	令和7年8月8日(金) 午前 9時50分	雄松町五丁目21番1
11	令和7年8月8日(金) 午前10時10分	三沢町四丁目17番2 三沢町四丁目18番
12	令和7年8月7日(木) 午前10時35分	湊8番2
13	令和7年8月8日(金) 午前11時00分	つつじが丘三丁目29番10

(1) 現場説明に参加するには申込みが必要となりますので、希望される方は令和7年7月31日(木)午後5時までに、次の電子メールアドレスに、参加希望の物件番号、氏名(法人にあっては法人名及び担当者名)、参加人数、連絡先を記入のうえお申込みください。

【現場説明参加申込連絡先】和歌山市財政局財政部管財課財産管理活用班

kanzai@city.wakayama.lg.jp

(2) 参加希望者がいない場合、現場説明は開催しません。

(3) 現場説明では、境界等各物件の詳しい状況や入札、契約についての事項を説明します。現場説明に必ず参加する必要はありませんが、参加しない場合は、各自で現場確認を行い、納得の上で入札に参加するようにしてください。

3 契約条項を示す場所

契約書の見本は、和歌山市財政局財政部管財課で御覧ください。

4 申込みの受付

場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局財政部管財課

期間 令和7年6月10日(火)から同年7月10日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

方法 持参、郵便又は信書便(受付期間内に到着したものに限りです。)

(電送によるものは受け付けません。)

必ず受付期間内に、入札参加申込みの手続を済ませてください。

5 入札参加者の資格

入札参加資格者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録をしている法人とします。(2人以上の連名による入札参加も可能とします。)

ただし、次の事項に該当する者は、入札に参加することができません。

(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)及び同法の規定による固定資産税を滞納している者

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に定める者及び同条第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者
- (5) 和歌山市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書2に規定する排除措置の対象となる法人等である者

6 申込みの方法

(1) 申込方法

入札参加希望者は、受付期間内に**一般競争入札参加申込書**に必要事項を記入・押印（印鑑登録済の印を使用）のうえ、「申込みに必要な書類」を添えて、受付場所まで持参若しくは郵便又は信書便により提出してください。（電送による申込みはできません。）

また、必要に応じて、他にも書類を提出していただくことがあります。

(2) 申込みに必要な書類

① 個人の場合

ア 住民票の写し（マイナンバーの記載は不要）

イ 印鑑証明書

ウ 市町村税の完納証明書（ただし、完納証明書を発行していない市町村又は市民税が特別徴収等で完納証明書が発行されない場合については、以下の証明書を提出すること）

- ・市民税の納税証明書又は非課税証明書（直近2年度分）

- ・固定資産税の納税証明書又は非課税証明書（直近2年度分）

※非課税証明書を発行していない市町村については、本市発行の非課税証明書

エ 誓約書

オ 役員等調書及び照会承諾書

② 法人の場合

ア 印鑑証明書

イ 履歴事項全部証明書

ウ 市町村税の完納証明書（ただし、完納証明書を発行していない市町村の場合については、以下の証明書を提出すること）

- ・法人市民税の納税証明書又は非課税証明書（直近2年度分）

- ・固定資産税の納税証明書又は非課税証明書（直近2年度分）

※非課税証明書を発行していない市町村については、本市発行の非課税証明書

エ 誓約書

オ 役員等調書及び照会承諾書

※各証明書については、発行後3か月以内のもの各1通必要です。

※複数の物件の入札に参加される場合、各証明書については1通を提出してください。ただし、誓約書については、入札参加物件毎に提出していただきます。

※共有名義で申込みされるときは、共有者全員の各証明書及び誓約書が必要です。

- (3) 受付の期間中に提出された入札参加申込書及び提出された書類を審査し、入札参加資格を有すると認められた場合は、「一般競争入札参加決定通知書」及び「郵便入札における説明及び注意事項」を交付します。なお、提出された書類は返却いたしません。

7 入札保証金の納付

- (1) 入札保証金は、入札しようとする金額の100分の5以上に相当する額を納付しなければなりません。入札保証金には、利息を付さないものとします。
- (2) 入札保証金は、令和7年8月18日(月)から同年8月20日(水)までの午前9時から午後3時までに、管財課が発行する納付書を持参の上、金融機関で納付してください。
- (3) 落札者以外の入札保証金は、入札終了後30日以内に口座振替により還付します。
- (4) 落札者が、15(1)で定める期間内に正当な理由なく契約を締結しない場合には、当該落札者の納付に係る入札保証金は、和歌山市に帰属します。

8 入札、開札の日時及び場所等

物件番号	日 時	場 所
1	令和7年8月27日(水) 午前10時00分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
2	令和7年8月27日(水) 午前10時15分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
3	令和7年8月27日(水) 午前10時30分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
4	令和7年8月27日(水) 午前10時45分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
5	令和7年8月27日(水) 午前11時00分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
6	令和7年8月27日(水) 午前11時15分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
7	令和7年8月27日(水) 午前11時30分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
8	令和7年8月27日(水) 午後 1時30分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
9	令和7年8月27日(水) 午後 1時45分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
10	令和7年8月27日(水) 午後 2時00分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
11	令和7年8月27日(水) 午後 2時15分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
12	令和7年8月27日(水) 午後 2時30分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
13	令和7年8月27日(水) 午後 2時45分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室

※入札終了後、落札者には落札後の手続に関する文書を配布します。

9 入札の方法等

- (1) 入札書の提出は郵便によるものとします。
- (2) 入札書の到着期限は令和7年8月26日(火)とします。
(日本郵便株式会社 和歌山中央郵便局必着)
- (3) 「郵便入札における説明及び注意事項」をよく読んで入札書及び封筒を作成・提出してください。

(4) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(5) 入札室への入室は、一申込みにつき1名とします。

1 0 入札の無効事項等

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札の参加資格のない者が入札したとき。

(2) 指定された郵送方法以外の方法で郵送した入札。

ア 「一般書留郵便」及び「簡易書留郵便」以外の郵便物。

イ 和歌山中央郵便局留となっていない郵便物。

ウ 和歌山市役所に直接持参したもの。

(3) 入札物件ごとに封筒を作成せず、一括して複数の入札書を同封した入札。

(4) 封筒に必要事項が記載されていないもの。

(5) 同一の物件に2以上の入札をしたとき。

(6) 封かんされていないもの。

(7) 開札日が異なる入札書を同封したもの。

(8) 入札書に代理人の記載及び押印があるもの。

(9) 7(1)及び(2)で定める入札保証金を納付しない者の入札。

(10) 入札者又はその代理人が、他の入札者の代理となり行った入札。

(11) 入札の金額、氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱若しくは不明なとき。

(12) 金額を訂正した入札書による入札又は所定の入札書を用いていない入札。

(13) 入札者の印鑑が登録したものと違ったとき。

(14) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった者の入札。

(15) 入札に際し、不正の行為があったとき。

(16) 入札に関する条件に違反したとき。

1 1 入札の延期又は中止

入札の執行前において、不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他実施が困難な事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は中止します。

1 2 開札

開札は、入札の場所において入札終了後、直ちに入札者を立ち合わせて行います。入札者が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせて行います。

立会人は、開札会場に入室する際に一般競争入札参加決定通知書を係員に提示し、会場内の「立会人受付簿」に会社名及び氏名を記載の上、着席してください。

立会いできる方は、入札参加者又は入札参加者の委任を受けた代理人のみとします。代理人が立会を行う場合は、開札会場に入室する前に立会人委任状を提出してください。立会人委任状がない場合は、立会いできません。

1 3 落札者の決定の方法

落札者は、最低入札予定価格以上の額で最高の価格をもって有効な入札を行った

者とします。最高の価格の入札者が2人以上あるときは、くじによる落札者の決定を行います。

開札の結果、最高入札金額が最低入札予定価格に達しないときは、入札はなかったものとします。

1.4 入札結果の通知

落札者が決定したときは、ただちに口頭又は市有財産売払決定通知書をもってその旨及び契約の締結について必要事項を落札者に通知するものとします。

1.5 契約に関する事項

(1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に、市有財産売買契約書により売買契約を締結するものとします。ただし、売買契約締結期限延長に関する申請を行った者で、売買契約締結期限延長決定通知書の交付を受けたものは、決定を受けた期限までに売買契約を締結するものとします。落札者が期間内に契約を締結しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は、和歌山市に帰属します。

(2) 落札者（個人の場合に限る。）は、契約締結時までに、身分証明書（本籍地の市町村が発行する）及び登記されていないことの証明書（東京法務局が発行する）を提出してください。

1.6 契約保証金

落札者は、契約締結時までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約担当課が発行する納付書を持参の上、金融機関で納付しなければなりません。契約保証金には、利息を付さないものとします。契約保証金は、売買代金が納付された後に還付します。ただし、売買代金が契約締結時に納付される場合は、契約保証金を免除します。

1.7 契約上の主な特約

物件の売買契約には、次の特約を付します。

(1) 用途の制限

① 買受者は、契約締結の日から5年間、売買物件を次に掲げる用途に使用することはできません。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項に規定する風俗関連営業その他これらに類する業

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所（暴対法第15条第1項に規定する事務所をいう。）その他公序良俗に反する用途

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に係る業

エ 競馬法施行令（昭和23年政令第242号）第2条第1項（同令第17条の7において準用する場合を含む。）に規定する場外設備、自転車競技法施行規則（

平成14年経済産業省令97号)第14条第1項に規定する場外車券発売施設、小型自動車競走法(平成25年法律第208号)第8条第3項に規定する場外車券売場及びモーターボート競走法(昭和26年法律第242号)第5条第3項に規定する場外発売場並びにこれらに類する施設

※ 売買物件について、第三者に所有権を移転し、又は権利を設定する場合は、その残存期間について、上記ア～エの用途の制限を継承させなければなりません。

② 物件番号11は「戸建ての分譲住宅」の敷地に供するものとし、その他の用途に使用することはできません。また、第三者に所有権を移転する場合は、「戸建ての分譲住宅」の用に供されるまで、この用途の制限を継承させなければなりません。

(2) 違約金

買受者が上記(1)の条件に違反した場合は、売買代金の100分の30の違約金を和歌山市に支払うものとします。

(3) 必要に応じ、上記(1)の履行状況を確認するため、随時実地調査を行います。

18 契約の解除

契約者が次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。この場合、契約保証金は、和歌山市に帰属します。

(1) 期限内に契約を履行しないとき又はその見込みがないとき。

(2) 本市職員の指示監督に従わず、職務の執行を妨げたとき。

(3) 契約事項に違反したとき。

(4) 契約者として必要な資格が欠けたとき。

19 売買代金の納付

落札者は、売買代金を契約締結の日から20日以内に一括で納付していただきます。

20 所有権の移転

所有権は、売買代金が完納された後、和歌山市から買受人に移転します。

21 所有権の移転登記及び費用負担

(1) 所有権の移転登記手続は、売買代金完納後、買受人の登記嘱託請求により、和歌山市が行います。

(2) 所有権移転登記費用、登録免許税及び所有権移転後の原因により生じた公租公課等は、落札者の負担になります。

(3) 売買契約書(本市保管のもの1部)に貼付する収入印紙は、落札者の負担になります。

22 その他

この一般競争入札参加案内に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び和歌山市契約規則、和歌山市財務規則の定めるところにより処理します。

また、個人名(法人名)を除き、落札金額等の落札結果は公表します。

2 3 問合せ先

【入札に関すること】

和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局財政部管財課財産管理活用班

電話 073-435-1032 (直通)

【物件に関すること】

物件番号1～8 和歌山市都市建設局建築住宅部住宅第1課管理班

電話 073-435-1098 (直通)

物件番号9～11 和歌山市都市建設局建築住宅部住宅第2課管理班

電話 073-435-1103 (直通)

物件番号12 和歌山市産業交流局農林水産部耕地課管理班

電話 073-435-1051 (直通)

物件番号13 和歌山市財政局財政部管財課財産管理活用班

電話 073-435-1032 (直通)